

## 保健福祉部の組織体制見直しについて

### 1 見直しの考え方

児童虐待や子どもの貧困対策、少子化対策など子ども関連施策の行政需要が高まる中、国では「こども家庭庁」を設置予定であり、本県においても、今後、子ども関連施策の推進に一層注力していくとともに、新型コロナウイルス感染症など感染症対策への的確な対応や地域医療体制の適切な整備を進めていくため、より効率的で効果的な組織体制を構築する。

### 2 見直しの方向性

保健福祉部を「保健医療分野を所掌する部」と「子ども・福祉分野を所掌する部」に分割する。

#### 組織体制（案）

現 行	令和 5（2023）年度
<p>○保健福祉部 9課4室</p> <p>保健福祉課〈主管課〉                      指導監査室                      被災者生活支援室                      新型コロナウイルス感染症対策室                      ワクチン対策室                      医療推進課                      健康推進課                      生活衛生課                      医薬安全課                      子ども未来課                      子ども家庭課                      障害福祉課                      長寿社会課</p>	<p>○保健医療部（仮称） 5課2室</p> <p>保健医療課（仮称）〈主管課〉                      新型コロナウイルス感染症対策室                      ワクチン対策室                      医療推進課                      健康推進課                      生活衛生課                      医薬安全課</p> <p>○子ども・福祉部（仮称） 5課2室</p> <p>福祉企画課（仮称）〈主管課〉                      指導監査室                      被災者生活支援室                      子ども未来課                      子ども家庭課                      障害福祉課                      長寿社会課</p>

※こども家庭庁の所管となる青少年に関する業務（県民生活部が所掌）についても、子ども・福祉分野を所掌する部に移管する。

### 3 見直しの時期

令和 5（2023）年 4 月 1 日

### 4 今後のスケジュール

- ～ 2 月 組織体制について検討
- 2 月 部等設置条例の改正案を県議会 2 月定例会に提案
- 3 月 令和 5 年度執行体制の公表